(二)　道路の種類　一般国道
(三)　路線名　三十五号
(四)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐世保市上原町三四九番１地内	前	一四・六〇～一九・八〇メートル	〇・〇七キロメートル
	後	一九・六〇～三四・二〇メートル	〇・〇〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月八日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十五号	佐世保市上原町三四九番１地内	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月八日

国会事項

衆議院

質問書提出

三月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自衛官自殺問題に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男提出）
国会議員の歳費のあり方等に係る鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
贈与税に関する質問主意書（稲田朋美提出）
政治団体の法的性格に関する質問主意書（稲田朋美提出）
国民の「幸福度」調査に関する質問主意書（馳浩提出）
公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する再質問主意書（馳浩提出）
菅大臣の経済演説に関する再質問主意書（馳浩提出）
日本銀行の独立性に関する質問主意書（馳浩提出）
公立高校授業料無償化に伴う私立高校就学支援金の問題点に関する質問主意書（木村太郎提出）
原子力発電所で発生した廃棄物の処理についての鳩山内閣の対応に関する質問主意書（木村太郎提出）
天下りの実態に関する再質問主意書（秋葉賢也提出）
緑化版エコポイント制度の創設に関する質問主意書（秋葉賢也提出）
デジタル・ディバイド対策に関する質問主意書（吉野正芳提出）
平成二十二年度予算政府案に関する質問主意書（山口俊一提出）
内閣官房専門調査員として在籍する民主党事務局職員に関する質問主意書（赤澤亮正提出）

人事異動

法務省

○定年退官

福岡区検察庁副検事権藤文昭は、検察庁法第二十二条の規定により三月四日限り定年退官

最高裁判所

福岡簡易裁判所判事　都甲　昌弘
大牟田簡易裁判所判事に補する
大牟田簡易裁判所判事　服巻　久
鳥栖簡易裁判所判事に補する（以上三月二日）

○定年退官

簡易裁判所判事倉成一已は三月一日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十二年三月八日

外務大臣　岡田　克也

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十二年四月十二日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　佐藤　伸子
　生年月日　昭和三十八年三月八日
　旅券申請上の住所　東京都杉並区浜田山一丁目二十四番七号
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TG五三八七一四四
　発行年月日　平成十六年五月二十四日
　旅券名義人　佐藤　伸子
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十二年一月十四日、東京高等裁判所において、窃盗、詐欺事件の被告人として、懲役一年八月の刑が確定したことから、一般旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第三号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

中部地方整備局公示

宮川水系勢田川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項及び第４項の規定に基づき措置した船舶及び係留施設（以下「物件」という。）について、当該物件の所有者、占有者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成 22 年３月８日

中部地方整備局長　富田　英治

1　保管した物件の名称又は種類及び数量　船舶１隻　係留施設４組
2　保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日時
(1)　保管した物件の放置されていた場所　三重県伊勢市河崎２丁目地内他　宮川水系勢田川
(2)　当該物件を除却した日　平成22年１月29日
3　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所
(1)　当該物件の保管を始めた日　平成22年１月29日
(2)　保管の場所　三重県伊勢市田尻町（勢田川排水機場敷地内）
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川占用調整課に申し出ること。
5　問い合わせ先　三重県津市広明町297　国土交通省中部地方整備三重河川国道事務所　河川占用調整課　電話059―229―2218

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医労東京勤医会支部から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年３月14日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月８日

厚生労働大臣　長妻　昭